

会長声明

会員の法令違反事案について

令和6年9月、当会の会員が有印公文書偽造の罪で有罪判決を受け、このたび当該判決が確定したことを確認しました。当該会員は、仙台出入国在留管理局長の記名押印のある文書を偽造の上、あたかも真正に成立したものと装って依頼者に提出行使したものです。

官公署に提出する書類並びに権利義務又は事実証明に関する書類の作成を法定業務とする国家資格者として、本事案は、国民や行政に対する信頼を大きく裏切る行為であり、誠に遺憾です。関係する皆様には多大なるご迷惑、ご心配をおかけし、謹んでお詫び申し上げます。

当会の会員には、日本行政書士会連合会による一般倫理研修が義務付けられています。当会として、会員の有罪判決を真摯に受け止め、あらためて会員の指導を強化徹底し、再発防止に取り組んでまいり所存です。

令和6年11月12日
宮城県行政書士会
会長 伴 将 史